

国民健康保険税の年金特別徴収(年金天引き)における仮徴収金額の平準化について

町では、国民健康保険税の年金から保険料を差し引かせていただく納付方法(年金特別徴収)の徴収金額が、一部の方を対象に6月分(6月支給年金からの天引き分)から変更となります。

これまで、国民健康保険税の年税額が決定する前の4月・6月・8月(仮徴収)の特別徴収金額は、その年の2月と同額としており、残りは年税額が決定した後、年税額から仮徴収分の税額を差し引き、10月・12月・2月の3回分を本徴収として年金から特別徴収し納付いただいております。しかし、一部の方を対象に仮徴収期間と本徴収期間で納付額に大きな差があることから、令和4年度から6月と8月の仮徴収税額を調整し、特別徴収による納付額をできるだけ一定に

なるよう平準化処理を行います(納付していただく年税額に変わりはありません)。ただし、保険料および税率などの変更や所得などに変動がある場合は、年税額も増減しますので本徴収でも再調整されます。

平準化の対象となる方は、4月上旬頃に通知を送りしますので、詳細をご確認ください(全ての方が対象となるわけではありません)。また、平準化処理の都合上、2か年で処理を行いますので、仮徴収期間と本徴収期間で大きな差がある方も対象とならない場合があります。今回対象とならない方は、翌年の処理の対象となりますので、ご了承ください。

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2190

一定の障害のある方は

後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が必ず加入する医療制度ですが、現在、国民健康保険などの医療制度に加入されている65歳から74歳までの方で、障害の状態によっては、申請により後期高齢者医療制度に加入することができません。

◎対象となる条件
65歳以上の方で一定の障害の認定を受けている方
○身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方。または、4級の一部の方でつぎに該当する方。

- ・下肢障害4級1号(両下肢の全ての指を欠くもの)
- ・下肢障害4級3号(1下肢を下腿2分の1以上で欠くもの)
- ・下肢障害4級4号(1下肢の著しい障害)
- ・音声、言語機能障害

○精神障害者手帳1級・2級をお持ちの方。

○愛の手帳1度・2度をお持ちの方
◎自己負担割合と保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療機関にかかる際の自己負担割合は、所得に応じて1割から3割となります。

保険料については、今まで加入されていた医療制度(健康保険)と保険料の計算方式が異なるため、保険料額が変わります。

- 申請に必要なもの
- ①障害者手帳(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳)、または年金証書(障害年金1・2級)
- ②身分証明書(障害者手帳のない方)
- ③個人番号のわかるもの(個人番号カード、通知カードなど)

④現在お持ちの健康保険証
⑤印鑑

※問い合わせは、住民課

☎ 83-2182

除雪機

購入費補助制度

町では、積雪時における道路交通および安全で安心な住民生活の確保を目的とし、地域ぐるみの除雪活動を推進するため、除雪機購入費補助制度を創設しましたので、ご利用ください。

除雪機は毎年生産台数が限られており、6月頃には予約が終了する場合がありますので、お早めの申請をお願いします。

〔補助対象者〕自治会または町内に居住する複数世帯で構成する団体〔対象機械〕販売店から購入する新品の除雪機〔補助金額〕購入費の2分の1以内(補助限度額15万円)

※問い合わせは、環境整備課 ☎ 83-2367